

仮想通貨交換業者関係（事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係16）の概要

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の成立（28年5月）

○仮想通貨について、以下のルールを整備

- ✓ **登録制の導入**
 - ・仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入
- ✓ **マネロン・テロ資金供与対策規制**
 - ・口座開設時における本人確認の義務付け 等
- ✓ **利用者保護のためのルールを整備**
 - ・利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルール整備 等

事務ガイドラインの策定（29年4月）

- 仮想通貨交換業者を監督するに当たっての、行政部内の職員向けの手引書（業者との対話のツール）を策定（内容）
 - ✓登録審査等の手続や審査時の留意点に係る事務要領
 - ✓本人確認（取引時確認）や分別管理等の法令遵守に係る具体的な着眼点
 - ✓法令上求められる適正な業務運営体制かどうかを判断するために必要と考えられる着眼点

I. 総則

1. 仮想通貨の範囲等

- 仮想通貨の範囲及び該当性の判断基準
- 仮想通貨交換業者の該当性及び取り扱う仮想通貨の適切性の判断基準

II. 仮想通貨交換業者の監督上の着眼点

1. 経営管理等

2. 業務の適切性等

2-1. 法令等遵守

- 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等
- 取引時確認等の措置
- 反社会的勢力による被害の防止
- 不祥事件に対する監督上の対応

2-2. 利用者保護のための情報提供・相談機能等

- 利用者保護措置
- 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
- 帳簿書類
- 利用者に関する情報管理態勢
- 苦情等への対応（金融ADR制度への対応も含む）

2-3. 事務運営

- システムリスク管理
- 事務リスク管理
- 外部委託

2-4. 障害者への対応

3. 監督手法・対応

4. 外国仮想通貨交換業者に対する基本的考え方

III. 仮想通貨交換業者の監督に係る事務処理上の留意点

- 一般的な事務処理等
仮想通貨交換業者に対するヒアリング、オフサイト・モニタリング、苦情対応等、無登録業者への対応 等
- 諸手続
登録の申請、届出書の受理等、法第63条の14に基づく報告書について、廃止等の取扱い 等
- 行政処分を行う際の留意点
行政手続法等との関係等
- 意見交換制度
- 営業所の所在の確知
- 関係当局・海外監督当局等への連絡
- 不利益処分の公表に関する考え方
- 行政処分の連絡